

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」成立について

総務省過疎対策室長 梶 元伸

1 はじめに

本年4月1日、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新過疎法」といふ。）が施行された。新過疎法は、過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧法」といふ。）が本年3月末日で失効することに伴い、引き続き過疎対策を講じるため、全会一致の議員立法により制定された法律である。改めて、立法作業に携わられた各党各会派の国会議員の先生方、法制定に向けて大変な熱意をもってご尽力された過疎関係市町村の首長はじめ関係者の皆様に敬意を表させていただきます。

新過疎法の内容は、既にさまざまな場面で紹介されていることから新過疎概要資料の掲載（資料1）にとどめ、本稿では新過疎法の施行に際してご留意いただきたいことを中心に述べたい。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の私見である。

2 新過疎法の趣旨

過疎法に基づく措置は、市町村の広範かつ自主的な取組に対する手厚い内容となっている。このことから、「過疎地域」さまざまな地方単独事

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」（旧法）が令和3年3月末日で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定

資料 1

1. 前文・目的（1条）

・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件（2条、3条、41条～43条）

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し（昭和35年→昭和50年）
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和（28%→23%）
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定（財政力指数は市町村平均（0.51）以下ではなく市平均（0.64）以下）
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年（昭和35年）の併用、「みなし過疎」の継続措置

<過疎地域の増減>

令和3年3月31日時点	817団体
うち、卒業団体	→)45団体
新規団体	+)48団体
令和3年4月1日時点	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置（附則4条～8条）

- ・期間を6年間（財政力が低い団体は7年間）に延長（旧法：5年間）
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加（旧法：国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行）

4. 過疎対策の目標（4条）

・目標の項目の追加（人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等）

5. 支援措置（12条～40条）

・国税の特例・地方税の減収補填措置

業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加

・都道府県代行（基幹道路、公共下水道）

基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化

・配慮措置

市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実

・過疎対策事業債

ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続

・国庫補助率のかさ上げ

公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他（6条、8条、9条、45条）

- ・都道府県の責務を規定（広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等）
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加（目標、計画の達成状況の評価等）
- ・主務大臣の追加（文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣）

7. 施行期日（附則1条）

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の期限

政 策

業に有利な財源が使える市町村」という指摘を耳にすることがあるが、筆者としては、国会議員の先生方は、特定の市町村を税財政上優遇することを目的として新過疎法を立案された訳ではないと受け止めている。

新過疎法は、過疎地域の役割が重要である一方で喫緊の課題があることから、過疎地域の自立に向けて、「持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」（＝持続的発展）を実現する必要があるという問題意識に立った上で（新過疎法前文。過疎法に前文が盛り込まれたのは初めてであり、本稿に掲載はしないが、ご一読をお勧めしたい。）、人口減少率及び財政状況が特に厳しい地域を過疎地域とし（3参照）、当該過疎地域が、持続的発展に関する目標を設けた計画を作成し計画に基づき達成状況を評価しながら過疎対策に取り組む場合に、10年間に限り、過疎債をはじめとする特別措置を講じる内容である。

我が国全体が人口減少となる中で、すべての市町村が人口減少対策に取り組んでおり、これを支援するさまざまな施策（例えば、地域おこし協力隊や移住支援金など一連の地方回帰支援策）がある。このような中、新過疎法は、客観指標を用いて全国共通の基準により特に厳しい環境にある地域を過疎地域とし、過疎地域が、持続的発展を通じて自立に向かうことを促している。

このため、過疎地域は、特別措置の活用を通じて人口減少の緩和や税源の涵養に取り組み、非過疎地域となることを目指していただく必要がある。新過疎法は、過疎地域を優遇するための法律ではなく、過疎地域が非過疎地域となるための取組を支援するための法律と考えるべきである（この点については、新過疎法と同時に衆議院及び参議院の総務委員会において全会一致で採択された決議は、政府に対し、過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう新過疎法の趣旨を周知することを求めている。）。

また、過疎地域の要件を満たさなくなった市町村（いわゆる「卒業団体」）については、期間及び内容において従来よりも手厚い経過措置が講じられており、経過措置の期間内は、過疎地域と同様に計画を策定して持続的発展を目指していただくことになる。総務省においても丁寧なサポートすることとしている。

過疎地域の要件

1. 全部過疎（人口要件（長期①、長期②、中期のいずれか）、かつ、財政力要件を満たす）

種類	指標	基本的な要件（第2条）		基準年の見直しに伴う 激変緩和措置（第41条）※2	
		期間	基準値	期間	基準値
人口要件（長期①） ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率（長期）	S50→H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少※1)	S35→H27 (55年間)	人口減少団体平均 (40%以上減少)
人口要件（長期②） ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上（35%以上）	H27	同上（35%以上）
	若年者比率	H27	同上（11%以下）	H27	同上（11%以下）
	人口減少率（長期）	S50→H27 (40年間)	23%以上減少	S35→H27 (55年間)	30%以上減少
人口要件（中期）	人口減少率（中期）	H2→H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)	H29～R元 全市町村平均 (0.51以下)	
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)		

※1 財政力指数が全市町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和（財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和）
 ※2 基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、旧法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

2. 法定定前の市町村合併（平成11年4月以降）に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎※ （第3条）	合併前の旧市町村	・旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす ・現在の市町村が財政力要件（財政力指数が全市平均(0.64)以下）を満たす
みなし過疎※ （第42条）	合併後の新市町村	・旧法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす（主務省令で規定） 【規模要件】 一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】 市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】 市町村の財政力指数が0.51以下

※ R2、R7国調による過疎地域の追加は、一部過疎について行い、みなし過疎の追加は行わない。

政 策

3 過疎町村数の変動

新過疎法に規定された過疎地域の要件(資料2)をあてはめた結果、旧法下で538あった過疎町村のうち14町村が卒業団体となり、新たに18町村が該当し、新過疎法施行時点で542町村が過疎町村となった(主町村の58・5%)。内訳は、全部過疎が504、一部過疎が25、みなし過疎が3である。

4 過疎地域持続的発展計画の策定

過疎町村が、過疎法に基づく措置の適用を受けるためには、都道府県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、都道府県と協議した上で、議会の議決を経て過疎地域持続的発展計画(以下「市町村計画」という。)を策定する必要がある。当面、過疎町村及び卒業団体においては、市町村計画の策定が重要課題であろう。新過疎法において見直された内容は次のとおりである。なお、4月1日付で市町村計画策定にあたっての留意事項や作成例を發出している。

① 目標、達成状況の評価の記載
過疎対策の実効性を向上させるため、市町村計画の記載事項に、地域

の持続的発展に関する目標及び達成状況の評価に関する事項が追加された。具体的な目標や評価の内容は町村に委ねられているが、非過疎地域を目指す観点から、人口(自然増減と社会増減の内訳を含む。)は必須ではないか。過疎町村の中には社会増に転換した町村もあり、地域おこし協力隊の活用などにより社会増減率を改善させることが期待される。さらに、特に過疎債を活用して実施する事業について、いわゆるPDCAサイクルに基づく効果検証が行われることが期待される。

② 産業振興促進事項の記載

過疎地域の持続的発展を実現するために産業振興が特に重要であることから、市町村計画の記載事項に、産業の振興を促進する区域、振興すべき業種等が追加された。産業振興促進事項の記載は、減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の適用要件となっている(6参照)。

③ 他市町村との連携事項の記載

過疎地域の持続的発展を図る上で、複数の市町村の連携が重要であることから、市町村計画の記載事項に、他市町村との連携事項が追加された。

④ 公共施設等総合管理計画との適合
過疎地域においては、施設の計画

的な整備の必要性が高く、特に過疎債による施設整備に際しては施設マネジメントが重要であることから、市町村計画について、公共施設等総合管理計画への適合義務が設けられた。

⑤ 策定後の公表

過疎対策の内容を広く周知するため、市町村計画策定後、公表することとされた。

5 過疎債

① ハード分

市町村計画について、公共施設等総合管理計画への適合義務が課されており(4参照)、過疎債の活用にあたり、公共施設等の全体の把握、計画的な整備による財政負担の軽減・平準化及びその最適な配置の実現について十分に検討されていることが必要である。これに関連し、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業については、「公共施設マネジメント特別分」として他の事業に優先して同意等を行うこととされた。

ハード分の対象経費について、平成19年4月以後の簡易水道事業の廃止等の前に簡易水道施設であった水

道施設並びに民間のへき地診療所及びへき地医療拠点病院に対する補助が追加された。

新過疎法第14条第3項の規定に基づき総務大臣の指定により、基準財政需要額に算入しない元利償還として「過疎債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるもの」が追加された。公営企業に係る特別会計で今年度以降に発行される過疎債については、一般会計で負担する額を基礎に基準財政需要額に算入することが予定されている。

② ソフト分

旧法同様、「住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため」の一定の経費に充当できる。このため、「地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費」はソフト分の対象外とされた。

発行限度額の算式を定める総務省令が制定され、過疎地域の要件である財政力指数の基準値の変更が反映されるとともに、合併算定替の適用が終了した市町村の算定方法が改められた。あわせて、これらによる発行限度額の減少による影響を緩和するための激変緩和措置が講じられた。

政 策

6 減価償却の特例、地方税の課税免除等に伴う措置

所得税及び法人税に係る減価償却の特例について、特例の対象事業に「情報サービス業等」を追加すること、対象の設備投資を設備の「新増設」から「取得等」に拡充すること、取得価額要件を引き下げること、産業振興促進事項を記載した市町村計画の策定を適用要件とすること、減価償却の方式を特別償却から割増償却に改組すること等の見直しを行った。適用期間が3年間延長された。

地方税の課税免除等に伴う地方交付税による減収補填措置については減価償却の特例と同様の拡充を行ったうえで適用期間が3年間延長された。この措置を適用するには、課税免除等について規定する条例の制定または改正が必要である。

7 その他

国庫補助の補助率高上げが継続されることにも、新過疎法の制定にあわせて国庫補助事業が充実している（例えば、総務省が所管する過疎地域持続的発展支援交付金）。

また、過疎対策の目標や条件不利

8 おわりに

地域に関する法律（離島振興法等）の規定を踏まえ、市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など、配慮規定が充実された。さらに、過疎対策の実施体制の強化のため、主務大臣が追加された。

本稿では紙面の都合で詳細について紹介できなかったが、新過疎法は、各党各会派における長期間の検討、真摯な議論を経て全会一致で成立した。新過疎法が各党各会派の国会議員のご労苦の賜であることを改めてご理解いただければ幸いです。総務省としては、過疎町村の持続的発展に向けた取組を全力で支援させていただきたく所存である。

（担当者）
総務省地域力創造グループ
過疎対策室 仁木係長、古屋事務官、玉橋事務官、小林事務官、市川事務官
（連絡先）
03（5253）5536

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

▶ 那賀町の山林風景

現地レポート

町村独自のまちづくり



林業の再生へ向けて

1 那賀町の概要

徳島県
那賀町

な かが ちょう

那賀町は、平成17年3月1日、丹生谷地域と呼ばれる徳島県那賀郡の五町村（鷲敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村）が合併して誕生しました。徳島県の南部に位置し、北西部には標高1,000m以上の四国山地、南部には海部山脈などがそびえ、一級河川

の那賀川が町域のほぼ中央を西から東に貫流しています。また、可住地は那賀川の沿川とその支流の谷合に点在しているのみで、ほとんどが急峻な山地で形成されています。

面積は69,486haと県内で二番目に広い面積を有していますが、約95%が森林で、その森林面積の約78%が人工林です。

このように那賀町は、森林資源に恵まれていることから、古くより杉を主体とした林業が盛んであり、「木頭杉」



のブランド名で良質な木材を供給してきた那賀川上流域一帯は「木頭林業地帯」として250年にわたる林業生産の歴史を有しています。そこから切り出された良質な木材は、那賀川下流から京阪神地域等に運ばれ、木材消費の需要を支える一大産地として活況を呈していました。

2 過疎化と林業の衰退

那賀町の人口は、昭和55年の14,360人に対し、平成27年時点で8,343人まで減少しました。また、15歳以上の人口比率をみると、65歳以上の人口比率が平成に入って急激に増加し、平成27年時点で生産年齢人口（15歳～64歳）を上回りました。

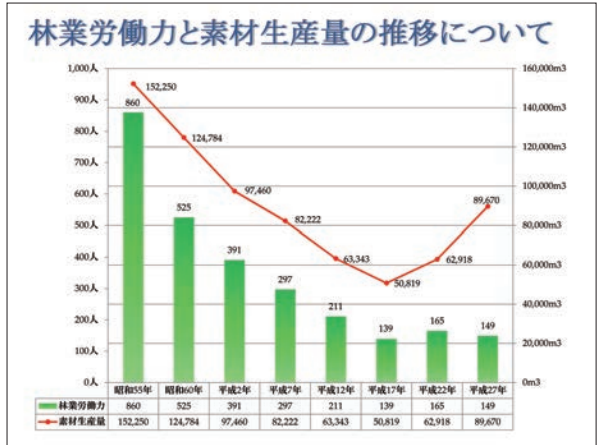
また、人口減少とともに林業就業者数も昭和55年の860人に対し、平成17年では、139人まで減少し、それ

フォーラム

3 林業マスタープランによる
目標の数値化

平成17年頃より徳島県の林業、プロシエクトで、高性能林業機械の導入による森林作業道を活用した搬出間伐が推奨され、町でも林業事業者での高性能林業機械の導入が進み、平成22年には、土木業者11社が組合員となった協同組合も組織されました。特に私有林の多い本町は、森林所有者の世代交代

に比例し木材生産量も昭和55年当時は152、250m³であったが平成17年には、50、819m³まで減少し、基幹産業であった林業の衰退が深刻な問題となっていました。



▲協議会の様子

も進み、森林管理の相談先が分からなくなり、また、林業事業者も世代交代した森林所有者の探索が困難となったことにより、森林整備が進まず未整備の森林が増加傾向にありました。
このような中、平成23年に町内の森林所有者をはじめ、林業事業者、町議会、徳島県、林業公社、森林組合そして町で組織する「那賀町林業活性化推進協議会」が設立され、林業の課題解決に向け、それぞれの立場での意見を交わし、10年後の目標として木材の素材生産量を年間20万m³とし、それに携わる林業従事者を250人確保することを重点目標とした「那賀町林業マスタープラン」を策定しました。この目標は、単純に1m³の木材生産において、

仮に1万円の経済効果があるとする
と、計画当初の素材生産量が約5万m³ですから、換算すると5億円となりますが、これを20万m³まで増やすことで20億円となり、15億円の経済効果が生まれ、木材加工など影響する産業を含めると莫大な経済効果が生まれるというものでした。
計画策定当時は、かなり非常識な大きな目標とも思いましたが、目標は大きな方がやり甲斐があるという意見もあり、この重点目標が設定されることとなりました。

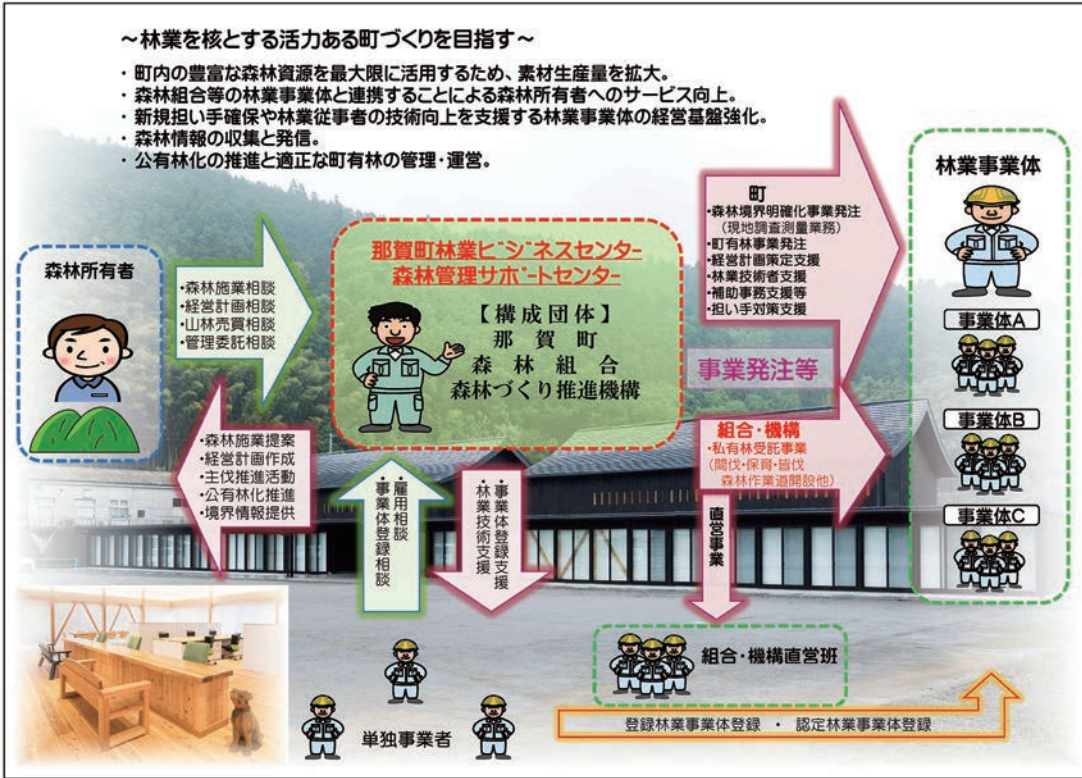
項目	平成22年度	平成26年度	平成32年度
林業雇用者数	139人	180人	250人
素材生産量	50千m ³	110千m ³	200千m ³

▲那賀町林業マスタープラン重点目標

林管理受託センター準備室（後に森林管理サポートセンターと改名）を設置し、運営していくこととなりました。発足当時の職員数は12名で、その内訳は、役場職員2名、森林組合職員6名、林業公社職員4名の構成となりました。また、業務分担としては、役場職員が補助及び予算・決算事務を森林組合職員が森林境界明確化事業と搬出間伐事業事務を林業公社職員が森林作業道や林業に関する実態調査等の事務を受け持つこととし、森林施業等の事業を執行するための予算については、役

4 町が森林管理を受託!

その目標を達成するためのさまざまなアクションプラン（実行計画）の中で、所有・管理・施業を分離し、森林所有者と林業事業者を繋ぐ役割を果たす新たな機関を組織し、森林所有者の山林所得の向上や町内林業事業者の経営の安定化により、新規林業事業者の創出を促し、再び林業を町の基幹産業とすることで、活性化を図ることが盛り込まれました。
この重点目標を達成するための中心的役割を担う組織として、町の林業振興課に外部から森林整備に精通する森林組合と林業公社の職員を招き入れ、「森林管理受託センター準備室」を設



場の一般会計で行うこととなりました。事業の進め方としては、森林境界明確化事業で私有林の森林境界を明らかにし、森林所有者と町による森林経営

管理受託契約により、森林経営計画を策定しました。その後、森林作業道開設事業や搬出間伐事業を外部発注し、森林整備を進めました。今振り返ってみても、町が森林所有

▶ 那賀町林業ビジネスセンター



5 担う役割を見直し

このように問題と不安を抱えながらスタートした森林管理受託事業は、平

者から森林管理を受託して間伐等の施業を行うことは、町にとっても経験のない未知の業務であったことは明らかで、不安と難解な問題が山積した毎日だったことを思い出します。事業実施設計書の手法や各種様式の作成、森林調査や測量、事業精算方法等の数多くの難題がありました。関係団体の協力を得て、一つ一つ問題をクリアすることができました。

成28年度までに森林境界明確化の事業面積6,684ha、森林作業道開設延長43,378m、搬出間伐事業305ha（搬出総材積29,382m³）を実施しました。

このような中、町内の森林は高年齢化が進み、50年生を超える森林が大半を占め、主伐・植栽・保育で森林再生を行う、本来の林業サイクルを取り戻すための整備方針も打ち出され、町で行っていた間伐を中心とした森林管理受託については、平成26年度をもって森林組合へ移行しました。

しかしながら課題は尚も山積しており、地籍調査が進んでいない森林は、所有境界の不明箇所も多く、施業へと繋ぐための森林境界明確化事業や木材生産量拡大に向けた新たな生産システムの検証、次世代の林業を担う後継者



▲ 林業ビジネスセンター内の木育広場

フォーラム

の確保や育成等についての取組に重点を置くこととなり、平成27年度より町職員を中心とした「森林管理サポートセンター」と組織名称を変更し、これらの課題解決に向けた新たな取組を始めることとなりました。

その取組の中で、特に林業の担い手確保は深刻な問題として浮かび上がり、林業事業者の若手職員で結成された「山武者」の協力を得て、町内外から林業に興味を持つ参加者を募り、3日間を通して高性能林業機械を使った林業体験会や、移住・就業相談会を行う「林業体感3DAYS」を継続して開催しています。

また、平成29年度には、拠点となる「林業ビジネスセンター」を新築し、町の林業振興課(森林管理サポートセンター)や森林組合、徳島森林づくり推進機構(旧徳島県林業公社)などの林業関係団体をこの施設に集約しました。そして、同年度に実施した木育スタート宣言により、木育広場を設置するなどの施設整備を行いました。

6 経験を活かしたさらなる飛躍

令和元年度からは、国から交付される森林環境譲与税により低炭素社会の実現に向け制度化された森林経営管理制度が始まりました。これは、町が主体となって森林所有者(私有林)の意向を聞き、未整備森林について町が計

画的に間伐等により森林整備を進める制度です。この制度を実施するにあたり、前段で述べた私有林の森林管理を委託していた経験がたいへん役立ったと思います。

最後となりますが、この「那賀町林業マスタープラン」が策定されるまでの町の取組は、これほどまで林業現場に深く関与する機会は少なかったように思います。「林業マスタープラン」の策定により、深い視点で林業の本質的な課題を直視することができるようになり、引き続き森林・林業をより身近に感じ、森林所有者、林業事業者、そしてそこで働く林業に従事している方々等、林業という産業に関わるすべての人が、将来に向け夢と希望を持てるよう、全力でサポートしていくことが重要だと考えています。今後も、幼少期からの木育に始まり、森林や木をより身近に感じて森林環境を保全しつつ、那賀町にある再生可能な森林資源をフルに活用することで、地域の活性化を促進するとともに、林業の振興を図ってまいりたいと考えています。

林業振興課

季節に拾う・新歳時記(5月)

小牧規子(ジャーナリスト)

新茶

その年の新芽を摘んで製造した茶を指す。5月初めの八十八夜の頃に摘み、初夏の市場に売り出され、走り茶ともいう。新鮮な香気があり、爽やかな初夏にふさわしいまろやかな味がする。

茶は、平安時代の遣唐使によって日本に持ち込まれた。茶の普及に努めたのは、鎌倉時代に宋に留学した臨済宗の開祖、栄西。茶の種を持ち帰り、京都・梅尾の高山寺に植えたのが最初といわれる。室町時代になると茶の湯が盛んになるが、一般庶民が茶を飲むようになったのは江戸時代に入ってからだ。

茶には、殺菌作用や気持ちをリラックスさせる成分が含まれ、さまざま効用がある。たまには、急須で丁寧に入れた茶をゆっくり飲んでみては。

こどもの日

端午の節句の5月5日が「こどもの日」として国民の祝日に制定されたのは、1948年だった。子どもの健やかな成長と幸福を願う日ということ、条文には「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる」とある。ここのほりを上げ、柏餅やチマキを食べて、子どもの成長を祈る日としたい。

しかし、少子化で子どもの数が減っているのに、児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっている。全国の児童相談所が2019年度に対応した虐待の相談件数は、過去最多の19万3700件に上った。コロナ禍によるストレスや経済的困窮への不安から、虐待がさらに深刻化しないか心配だ。地域全体で子どもを見守る意識を共有したい。

ナイチンゲール

フローレンス・ナイチンゲールの登場まで、看護の仕事は社会的に確立していなかった。1820年5月12日、イギリスの裕福な家庭に生まれたナイチンゲールが、看護の道を志したのは30歳を過ぎてから。1853年のクリミア戦争で、イギリス軍傷病兵の悲惨な状況が伝えられると、看護師として従軍を決意。傷病兵の世話だけでなく、病院の衛生状態の改善を図り、死亡者数を激減させた。

1860年にロンドンで看護学校を創設し、看護教育の体系を確立。やがて世界に広まり、看護師は独立した専門職として認められるようになった。

5月12日は「看護の日」。感染症治療の最前線に立つ看護師に感謝するとともに、その負担を減らす必要がある。

町村

ご当地キャラじまん

Vol.72

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からピックアップ。

東
ブ
ロ
ッ
ク



青森県藤崎町

埼玉県ときがわ町

千葉県横芝光町

「ふじ丸くん」と「ジャン坊くん」は、藤崎町のマスコットキャラクターとして誕生しました。キョートな羽のりんごちゃん、がキャッチコピーの「ふじ丸くん」は、世界一のシエアを誇る、りんご「ふじ」発祥の地である藤崎町をPRするために生まれました。一方、「ジャン坊くん」は、町の名物でもある高き2mにもなる日本一の「ジャンポおにぎり」をモチーフに、食の魅力をPRするために生まれたキャラクターで、キャッチコピーは、「びっしり構えるおにぎりくん」です。6月下旬に開催する「ふじワングランプリ」や11月下旬の「ふじさき秋まつり」には、揃って参加し、藤崎町を盛り上げてくれます。時には町外のイベントにも出張し、町のPR活動に一生懸命な「ふじ丸くん」と「ジャン坊くん」です。

藤崎町マスコットキャラクター



ともに2012年7月1日(第1回ふじワングランプリ開催日)生まれ。ふじ丸くんはジャンプが得意で、友だちをたくさん作ることが夢。ジャン坊くんはコロッと転がるローリングが得意で、将来藤崎町長になるという野望を秘めている。周りの赤いツノのようなものはホカホカの湯気。

青森県藤崎町

ふじ丸くん&ジャン坊くん

ときがわ町マスコットキャラクター

ドームくん

埼玉県ときがわ町

2012年に、ときがわ町の魅力をPRするため、「デザインを公募し、141点もの応募作品の中から誕生したキャラクター。「ドームくん」は、堂平天文台「星と緑の創造センター」のドームをモチーフにしていて、同年11月開催の「ときがわまつり」でお披露目されました。実はこの公募からは、町内の施設を象徴する10体のキャラクターが誕生しました。ふれあいの里たまがわの「のらびたん」、木のむら物産館の「ときのごちゃん」、建具会館の「しよじくん」、大野特産物販売所の「大野くん」、いごの里大附の「みかんちゃん」、やすらぎの家の「やすらぎさん」、くぬぎむら体験交流館の「ひもかわさん」、木のむらキャンプ場の「ウッドマン」、都幾川四季彩館の「三波君」といったキャラクターがいて、「ドームくん」と一緒に町を盛り上げています。



堂平天文台「星と緑の創造センター」の妖精。趣味は星望観望で、夜空に輝く星や宇宙のことが大好き。一晩中星遠鏡を覗いていることもある。好物はブルーベリー。

横芝光町マスコットキャラクター

よこびー

千葉県横芝光町



3月27日(合併記念日)生まれ。横芝光町のことが好きで九十九里の海からやって来た謎の妖精。年齢・性別は不詳。いつも元気で人懐っこく、目立ちたがり屋。趣味は野菜作り、波乗り、お祭。チャームポイントは大きな目と真っ赤な体。

2012年、横芝光町では、町のさらなるイメージアップのため、マスコットキャラクターのデザイン公募を実施しました。全国からの応募作品303点から選定委員会による厳正な審査で6点に絞り、町の中学3年生の投票により選ばれたデザインに、翌年愛称募集に寄せられた案から決定したキャラクターが「よこびー」です。町特産品の「トマト」の体に、町を象徴する九十九里浜をイメージしたチョッキを着ており、帽子には町の木「梅」と町のブランド品「ひかりねぎ」が飾られています。お祭が大好きな「よこびー」は、「坂田城跡天空の梅まつり」等、町主催のイベントに参加するほか、町内で開催される駅伝大会や成人式等公式行事などにも積極的に出席しています。町のイメージアップのためにも、いつも笑顔絶やさず、町のPR活動に励んでいる「よこびー」です。

次回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からご紹介します

情 報



「森林サービス産業」推進地域及び「森林サービス産業」モデル地域等を募集します！
募集期限(予定) 令和3年6月中旬頃まで

「森林サービス産業」は、森林空間が生み出す恵みを活用した「健康」「観光」「教育」等に関わるサービスを、地域内で複合的に生み出す産業です。人口減少社会や人生100年時代を迎える中、「森林サービス産業」は「林業の成長産業化」とともに山村地域に雇用と収入機会を生み出すことで、山村振興・

地方創生に寄与することが期待されています。 「森林サービス産業」検討委員会では、「森林サービス産業」の推進に向け、企業の健康経営や従業員のメンタルヘルス対策・健康づくりに貢献するために求められるエビデンス取得手法等や、地域における推進方策等が整理されました。また、こうした取組を推進する

べく、山村地域において「関係人口」の創出や、山村の新たな価値の発見につながることを指摘されています。

★詳しくは、林野庁ホームページ参照
<https://www.rinya.maff.go.jp/sanson/kassei/sangyou.html>

「森林サービス産業」推進地域」登録の募集
 地域内外の民間事業者等と連携して、新たな「森林サービス産業」の創出を目指す意欲のある農山村地域を「森林サービス産業」推進地域(以下、推進地域)として登録し、ポータルサイトや「森林

サービス産業」の創出に関心のある産官学民が参集している「Forest Style ネットワーク」(事務局:林野庁)の会合等で紹介することで、民間事業者とマッチングを促進します。

- 1 推進地域登録のメリット
 ①ポータルサイト等での紹介
 ②Forest Style ネットワーク(会合)での紹介・マッチング
 ③「森林サービス産業」の基本的な考え方や先行事例等についての研修に参加
- 2 登録方法
 (1)公募要領・申請様式
 左記ホームページをご覧ください。
<http://www.green.or.jp/topics/fs2021/>
 (2)募集期限(予定)
 【第一弾登録】令和2年6月中旬頃まで

II 「モデル地域・準モデル地域」の募集(健康経営分野)
 近年「働き方改革」等に対応する人々のライフスタイルの変化や、心身の健康づくりの場として森林空間を利用しようとするニーズの高まりが見られます。そのため令和2年度には、企業の健康経営に着目し、より具体的に「森林サービス産業」を創出していくため、「森林サービス産業」「モデル地域等」を公募し、7地域でモデル事業を展開してきました。今年度も引き続き、「森林サービス産業」の事業スキームの創出に取り組み地域を「モデル地域」「準モデル地域」として選定し、各地域が抱える課題解決と、地域に応じたモデル手法を開発する取組を支援します。

- 1 募集する地域と支援内容
 ●モデル地域(事業化段階) 3団体程度
 新たな「モデル手法」開発、「モニターツアー」開催、「エビデンス」取得・集積・活用、「地域ワークショップ」開催等を支援します。(助成額:3団体総額で450万円を限度とします)
 ●準モデル地域(準備段階) 3~5団体
 地域での「課題解決型研修会」の開催を支援します。(講師の派遣等、予算の範囲で実施します)
 なお、モデル地域、準モデル地域には、共通で「コーディネート・養成研修」を実施します。
 *新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、開催時期の変更やオンラインでの開催等となる場合もあります。

- 2 支援対象期間
 令和4年2月末まで
- 3 申請方法
 (1)公募要領・申請様式
 「森林サービス産業」モデル地域等(健康経営分野) 創出支援事業 特設ホームページをご覧ください。 <http://www.green.or.jp/topics/fs2021/>
 (2)募集期限(予定)
 令和3年6月中旬頃まで

◇問合せ先
 公益社団法人国土緑化推進機構
 政策企画部
 電話 03-3220-2133 88003
 E-mail foreststyle@green.or.jp

随 想



とお やま 山 寛
兵庫県上郡町長

随 想

「住みたい町、
行きたい町」を目指し

我がまち上郡は、兵庫県最西端に位置し、自然豊かな居住環境の中で、JR山陽本線・智頭線の鉄道駅や東西に国道2号線、南北に国道373号線、また山陽道と中国道を結ぶ播磨道など交通基盤が整った都市部への通勤・通学もできる住みやすい町です。気候も温暖で、名水百選に選ばれた清流千種川が町の中央を流れ、「豊かな自然」と、NHKの朝ドラ『まんじゅう』では疎開してきた

主人公一家を温かく迎え入れた「人によさしい」町でもあります。また、わずかな手勢で新田義貞率いる大軍を白旗城で50日あまりにわたりくい止め、室町幕府の樹立に大きく貢献した赤松円心、陸軍奉行として戊辰戦争を戦い五稜郭で敗れ、投獄された後、明治政府に登用され数々の功績を残した大鳥圭介男爵を輩出した町でもあります。本町は、昭和30年に上郡町、高田村、鞍居村、赤松村、船坂村の1町4村の合併により誕生し、最盛期には2万人弱を数えた人口も、現在は1万5千人を割るなど、人口減少は予想以上に進んでいます。私自身、平成25年7月に町政の重責を担わせていただいたことから7年が経過しましたが、この間、長年の懸案であった主要生活道路の拡幅事業、行政運営の効率化と防災機能の強化を目的とした本庁舎ZEB化事業や子育て環境の充実に向けた町立認定子ども園整備事業などの必要な大型事業に財政健全化を意識しながら取り組んだ結果、一定の財政改善が図られているものと自負しております。

町内においては、少子高齢化が進展する中で、ICTを活用した農村づくりを進める地区のほか、地縁団体を母体に農事組合法人や新たなコミュニティ活動組織の設立・運営など、地域課題を解決するための自助・共助の仕組みづくりや活動も徐々に増えてきています。また、本年2月には、相互的人的・知的資源及び研究成果等の交流と活用を図ることによる地域社会の課題解決と発展、人材育成に資することを目的に地元高校と連携協定を締結したところです。地元高校との連携強化により、高校生の柔軟な発想力や行動力を将来に向けたまちづくりに活かし、未来の活力を創造していきたいと考えています。

現在、各地域にある町立公民館を地域の拠点として、地域の老若男女が気軽に集える場とするほか、地域課題の解決を地域ビジネスに発展させ、雇用機会の創出と地域内循環の仕組みも考えていきたいと思っております。観光面では、4月は上郡地区のさくらフェスタ、5月は岩木地区の圭介まつり、7月は川の都・かみごおり川まつり、11月は商工会まつりに赤松地区の白旗城まつりなど町内各地でにぎやかなイベントが開催されています。加えて、全長32kmにおよぶ山歩きの本格的コース「上郡アルプス」をはじめ、西播磨地域サイクリングモデルルートにも位置づけられている千種川周遊コースのほか、2つのダム湖を周遊するコースに多くの愛好家が訪れています。さらに、円心居城の国指定史跡「落ちない城・白旗城」や同じく国指定史跡「古代山陽道・野磨駅家跡」、築1,200年を超える『高嶺神社』など大切な歴史遺産を地域で守りつつ、その活用に取り組んでいます。これから先、人口減少や高齢化が避けられなくなった今、地域活力を活性化・維持するためには、いかに地域で活躍できる人材を育て、呼び込むかが重要です。そのために、地域の特性を再確認し、その特性を資源として活かしながら、それぞれの個性に応じた様々な多様性が共存できる地域にならなくてはなりません。そういう地域だからこそ、「住みたい町、または行きたい町」として選ばれる町となり、その結果として出生率の改善や人口減少の抑制につながるものと考え、本町では「一人ひとりがなりたい自分になれる暮らしの実現」をキャッチフレーズに、まちづくりに取り組んでいます。全国の町村長のみなさんとともにコロナ禍の社会を見据え頑張ってもらいたいと思います。